

砂町油肥第一支部	六三〇〇	明治座分會	一五〇〇
吾鄉ゴム工支部	四、三五	玉川水道支部	五八〇、五〇
品川明治ゴム分會	一〇四〇〇	長崎分會	一五五、〇〇
荏原支部	五六、五〇	興信舎支部	五七、七五
淺草ゴム工支部	二三六、〇〇	金杉支部	一、八〇
旭紙器分會	五〇、〇〇	浅草支部	二六、五〇

一六

砂町油肥第一支部	六三〇〇	明治座分會	一五〇〇
吾鄉ゴム工支部	四、三五	玉川水道支部	五八〇、五〇
品川明治ゴム分會	一〇四〇〇	長崎分會	一五五、〇〇
荏原支部	五六、五〇	興信舎支部	五七、七五
浅草ゴム工支部	二三六、〇〇	金杉支部	一、八〇
旭紙器分會	五〇、〇〇	浅草支部	二六、五〇

砂町油肥第一支部	六三〇〇	明治座分會	一五〇〇
吾鄉ゴム工支部	四、三五	玉川水道支部	五八〇、五〇
品川明治ゴム分會	一〇四〇〇	長崎分會	一五五、〇〇
荏原支部	五六、五〇	興信舎支部	五七、七五
浅草ゴム工支部	二三六、〇〇	金杉支部	一、八〇
旭紙器分會	五〇、〇〇	浅草支部	二六、五〇

砂町油肥第一支部	六三〇〇	明治座分會	一五〇〇
吾鄉ゴム工支部	四、三五	玉川水道支部	五八〇、五〇
品川明治ゴム分會	一〇四〇〇	長崎分會	一五五、〇〇
荏原支部	五六、五〇	興信舎支部	五七、七五
浅草ゴム工支部	二三六、〇〇	金杉支部	一、八〇
旭紙器分會	五〇、〇〇	浅草支部	二六、五〇

砂町油肥第一支部	六三〇〇	明治座分會	一五〇〇
吾鄉ゴム工支部	四、三五	玉川水道支部	五八〇、五〇
品川明治ゴム分會	一〇四〇〇	長崎分會	一五五、〇〇
荏原支部	五六、五〇	興信舎支部	五七、七五
浅草ゴム工支部	二三六、〇〇	金杉支部	一、八〇
旭紙器分會	五〇、〇〇	浅草支部	二六、五〇

戰線統一問題に關する報告

勞動組合戰線統一は昭和五年度大會に於て、決定せる如く、吾等と主義並びに、實際政策を同じうする友誼組合との統一結成は、現下我が國勞動組合運動の上に於ける極めて重要な問題である。最近に於ける金融資本家の企業統制は、我が國に於ける生産と資本との急激なる集中を促し資本主義の帝國主義化への進展は、階級的抗争意識を益々高めつゝあることは、覆ふことの出來ない事實である。従つて吾等は眞に勞動組合戰線の擴大強化の爲めには凡ゆる具體的内容を整備して、忠實に戦線統一に邁進せねばならぬ併しながら勞動組合の經濟的職能を忘れて、勞動階級の全面的政治闘争を計畫し、漠然と戦線の統一を云々するは甚だ輕率なる態度と言はねばならぬ。殊に、資本主義が今や完全に帝國主義的發達を遂げ、急激なる崩壊の過程を過程

しつゝありと獨斷して、無責任なる大向ふ的統一論を主張するは我が國勞動組合運動を再び、混亂の昔に追ひ返す徒輩であつて、吾等の斷乎として、之れを戒め、排撃しなければならぬ店である。

吾等は、資本主義の内部的矛盾が如何に深刻化すると言へ共、労働組合が眞に充實せる戰闘的力を養ひ、財力の集中籠業の統制等々労働組合の機能を完全に行ふとの爲めに政策、消費組合運動等あらゆる無產階級的運動の中にもられた、團體的訓練、道德的進歩、建設的能力の發展等々所謂組織的威力を包含した、大組合の結成を行ふにあらざれば斷じて、資本主義社會の内部的矛盾を崩壊にまで導く力たり得ないことを確く信するものである。

團體協約運動

團體協約は労働組合の重要な機能である。労働條件の維持改善に當つて、必ず罷業に訴へねばならぬと考へるは甚だ不健全である。可能なる限り平和的協議に依つて解決しなければ、結局労働條件の満足なる達成は出來ないと信ずる。吾等は此の根本觀念に基き、あらゆる機會に之れが運動の徹底を計つて來たが、資本家團體の労働組合法反対運動が禍ひの一因をなしてか玉川水道支部以外に、其の締結を見なかつた。然しながら正式に協約權確立とまで行かなく共、大日本製氷支部大塚支部、砂町油肥第二支部等其他二三の支部は種々なる委員會の形式に於て實質上團體交渉を行ひつゝあるは注目すべきである。

未曾有の不況時代に直面してゐる我が國產業界に於て、基礎の脆弱なる中小雜工業を多分に包含する本組合にとつては、急速に團體協約思想を普及し、労資關係を出來得る限り合理化するに非ざれば、關係労働者の労働條件の維持改善を望み得ないと云ふべきである。

玉水労働委員會規約

第一條 本會ハ玉水労働委員會ト構ス

第二條 本會ハ玉川水道株式會社内ニ置ク
第三條 本會ハ會社ノ選任シタル委員及輔員ノ互選ニ依リ選出セラレタル委員ヲ以テ組織シ、勞資協力ノ精神ヲ體シテ相互間ノ信頼ト協力トヲ完全ニシ當會社ノ進歩發達ヲ圖リ、且ツ從業員ノ人格向上ト生活安定ヲ得セシムル爲メ労働條件ノ協定ヲ計ル機関トス

第四條 本會ノ議長ハ社長若クハ社長ノ任命セル代表者之ニ任シ委員ハ會社ヨリ選任セル職員七名及輔員ノ互選ニ依リ選出セル者五名並日本労働總同盟、關東労働同盟會、中央合同労働組合長及中央合同労働組合玉川支部長ヲ以テ組織ス

第五條 委員ノ任期ハ一年トス
第六條 備員選出委員ノ選舉權ハ當會社ニ勤務セル者ニシテ滿二十歳以上タルコト
第七條 備員委員ノ被選舉權ハ當會社ニ滿一年六ヶ月以上勤務セラル者ニシテ滿二十五歳以上タルコト
第八條 本會ニ書記二名ヲ置ク書記ノ任免ハ議長之ヲ行ヒ其ノ擔任事務ハ議長之ヲ定ム

第九條 本會議ハ毎年一回トシ十一月之ヲ開催スルモノトス

第十條 本會ノ目的ヲ達成スル爲メ準備委員會ヲ設ク
準備委員會ハ毎月一回之ヲ開催ス、準備委員會ノ議長及委員ハ